	⑼　［略］	［略］
［略］		

２　１の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目⑴～⑺及び⑽～⑿については、毎学年２回、検査項目⑻及び⑼については、毎学年１回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	⑴～⑺　［略］	［略］
	⑻　揮発性有機化合物	
	ア．ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着―溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフィーにより測定する。
	イ．トルエン	固相吸着―溶媒抽出法、固相吸着―加熱脱着法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフィー／質量分析法により測定する。
	ウ．キシレン	
	エ．パラジクロロベンゼン	
	オ．エチルベンゼン	
	カ．スチレン	
	⑼　［略］	［略］
	備考 一　［略］ 二　検査項目⑻については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目⑻ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目⑻については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後５時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフィーにより、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフィー／質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三　［略］	
［略］		

第２～第６　［略］

	⑼　［略］	［略］
［略］		

２　１の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目⑴～⑺及び⑽～⑿については、毎学年２回、検査項目⑻及び⑼については、毎学年１回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	⑴～⑺　［略］	［略］
	⑻　揮発性有機化合物	
	ア．ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。
	イ．トルエン	固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフ―質量分析法により測定する。
	ウ．キシレン	
	エ．パラジクロロベンゼン	
	オ．エチルベンゼン	
	カ．スチレン	
	⑼　［略］	［略］
	備考 一　［略］ 二　検査項目⑻については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目⑻ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目⑻については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後５時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフ―質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三　［略］	
［略］		

第２～第６　［略］